

一宮町中小企業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月26日

一宮町長

馬淵昌也



一宮町条例第21号

一宮町中小企業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例

一宮町中小企業振興資金利子補給条例（平成11年一宮町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「近代化」の次に「又は創業」を加える。

第2条第1項中「千葉県中小企業振興資金融資要綱」の次に「（昭和47年千葉県告示第281号）」を、「株式会社日本政策金融公庫法」の次に「（平成19年法律第57号）」を加え、「のうち設備資金」を削る。

第3条中「利子補給を受けることができる者」の次に「（創業に関する資金又は貸付に対する利子補給金の交付を申請する場合にあっては、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定に基づき、認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明を受けた者に限る。）」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) 削除

第4条第2項中「当該融資に係る弁済期限まで」を「5年以内」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第3条及び第4条の規定は、当該融資契約に係る初回の返済日（以下「初回の返済日」という。）が令和6年1月1日以後の資金又は貸付について適用し、初回の返済日が令和5年12月31日以前の資金又は貸付については、なお従前の例による。